

福井市スポーツ少年団

加盟スポーツ少年団の活動におけるガイドライン

はじめに

福井市スポーツ少年団（以下団本部）及び加盟スポーツ少年団（以下単位団）は、スポーツを通じて青少年の体力の向上のみならず精神的にも健全で良識ある成長を促すことを目的に、高い公益性と社会性を兼ね備えた組織としての使命を掲げて活動しなければいけません。

したがって、スポーツを愛する先駆者として、指導者や育成母集団員は、技術指導や体力錬成を図るだけでなく、フェアプレー精神や社会生活のうえでのルールやマナーの指導も怠りなく行わなければなりません。

しかしながら、昨今の活動において、本来楽しくあるべきスポーツ活動の場面での体罰や言葉の暴力など、あってはならないことが行われていると聞き及ぶことがあります。

このような状況を踏まえて団本部では、単位団の活動において皆様の判断の基準となるガイドラインを作成いたしました。

単位団を指導、運営する皆様におかれましては、このガイドライン作成の意図を十分にご理解いただき、今後の活動に活かしていただくことで、青少年の心と体の健全育成に努めていただきますようお願いいたします。

福井市スポーツ少年団

1 指導者のあるべき姿

スポーツ少年団の指導においては、青少年の人格形成にまで影響を及ぼす可能性があることを鑑み、以下のことに留意して指導にあたってください。

① 勝利至上主義との決別

スポーツをする上で勝利を求めて「努力する」ということは必要です。しかし、勝利を求めすぎるがために、成長期の子どもに過度の負担を強いたり、出場機会などについて公平性を欠くような指導をしたりすべきではありません。

勝利に向け、選手自身が自発的に「努力する」ように指導に当たりましょう。

② 身体的・精神的暴力行為の撤廃

団本部のみならず、現在の日本社会では子どもの指導に際しては、一切の暴力行為を認めていません。

暴力行為とは体罰のような身体的なものだけではなく、言葉の暴力のような精神的なものも含まれます。

特に指導者の言動は、自身が意図していなくても受け取り方次第で傷を負う可能性もありますので、日頃から十分配慮して指導しましょう。

③ 優先順位の遵守

少年期のスポーツはあくまでも自己の楽しみの体現です。したがって、学校行事をないがしろにしての活動は許されません。団本部での優先順位としては、1 学校行事→2 地域活動→3 スポーツ少年団活動と位置づけています。

学校や地域から信頼を得るにはそれぞれとの連携が必要です。優先順位を順守した指導に心がけましょう。

④ 活動時間の遵守

日本スポーツ少年団では、活動時間範囲の目安を、1 週間に3回以内、2時間以内の活動としています。これは、特に発育発達期の子どもたちへの過度の身体的負担を避けるため、学業や家庭生活に支障をきたさないためであり、遵守すべきものです。なお、この活動時間には公式戦や練習試合も含まれます。

これらを考慮し、19:00以降の活動や、始業前及び休日の7:00以前の早朝練習なども控えるようにしましょう。

⑤ 公共のルールの遵守

自らも公共のマナー（公共の場所での禁酒・禁煙等）を遵守し子どもたちのお手本となるよう心掛けましょう。

⑥ 地域との連携

青少年の人間形成には、地域との関わり合いは不可欠です。他の競技単位団や地区の育成会、地域活動組織と積極的にコミュニケーションを図りながら、地域一体となって子どもたちの成長を見守っていくことが重要です。

練習場所を特定の単位団が占有することがないように、地域との連携を密にした指導をしていきましょう。

⑦ 自己の研鑽

指導にあたる子どもたちの成長だけではなく、より良い指導者になれるように各種研修会や講演会などにも積極的に参加しましょう。

2 育成母集団のあり方

育成母集団とは、スポーツ少年団の活動を見守る保護者会（育成会）全体をさします。育成母集団は団員の活動を円滑に進めるためだけに活動するのではなく、団の一員として単位団の品位と信頼を確保するために、指導者と連携しながら適切な行動をする必要があります。

① ボランティア活動の誇り

スポーツ少年団の指導者、保護者はボランティアとして単位団の活動を担っています。ボランティア精神に誇りを持ち、正当な理由なしの金品の受け渡しは行うことがあってはなりません。

特に、個人的な贈り物は選手間・保護者間の公平性を欠くだけでなく、いたずらに不信感や誤解を招くことになりかねません。ましてや指導者からの要求に対して応じることは到底認められることではありません。

常に、子どもを成長させる者として同じ立場で接しましょう。

② 正しい情報交換の場の持ち方

指導者間や保護者会内部での密な情報交換の一方策として、懇親会などを開催すること自体は決して悪いことではありません。

しかし、同じ立場で接するためには接待をしたり受けたりという行為は避け、費用も均等に負担することが望ましいものと考えられます。

なお、試合中の弁当や飲み物など団の予算として組み込まれているものはこの限りではありません。

誤解を受けないよう接しましょう。

※飲酒や喫煙を伴う懇親会等を公共施設で行うことは禁止事項です。

③ 笑顔で活動するために

本来の少年スポーツの活動は、ほのぼのと笑顔に包まれたものです。

したがって、試合中の応援などでは、例え我が子であっても罵倒するようなことは許される行為ではありません。自分の子どもだけでなく、周囲の子どもに影響を与えかねない独りよがりの行動だからです。指導者のみならず、保護者の皆さんのモラルを持った態度で活動を支えていきましょう。

しかし、社会的なルールや倫理に反することがあったときは、相手が指導者であっても勇気を持って諭すべきです。

活動に関わるすべての人達が、笑顔で活動できるよう努めましょう。

3 福井市スポーツ少年団として

団本部では、各スポーツ少年団が青少年の健全育成のために円滑に活動できるように、様々な企画・運営を行いながらスポーツ少年団を取り巻く種々の問題の対応に努めています。

① 団本部主催事業の開催

結団式や交流会といった団員交流の場、育成母集団のための研修会や講演会、団員の体力測定などの行事を開催しています。これらの事業には、加盟団としてやむを得ない理由がない限り参加すべきものです。

② 様々な問題への対応

団本部では運営や種々の問題について協議を継続していきます。

本ガイドラインに著しく抵触する事案が生じた場合などは、福井市スポーツ少年団相談等対応マニュアルに沿って、適切な指導を行っていきます。

③ 単位団活動への支援

団本部では、各単位団の問題や悩みに答え、相談を受ける姿勢で臨みます。

団活動で困ったときは、団本部まで相談しましょう。

団本部では、各単位団からの相談を受け、問題や悩みに対応する姿勢で臨みます。